

業務委託契約書

×××株式会社(以下、「委託者」という)とルーチェアイピー合同会社(以下、「受託者」という)は、委託者が受託者に委託する業務について、以下のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、委託者がXXXXX業務を受託者に委託し、受託者がこれを受託することに関して、必要な諸条件を規定することを目的とする。

第2条 (委託業務の内容及び実施)

1. 委託者は、受託者に対し、本条第2項に規定する個別業務発注書(別紙)に具体的に記載される業務(以下、「本件業務」という)を委託し、受託者は、本件業務を受託する。但し、本件業務はいかなる場合も受託者及び委託者に適用される法令の範囲内において適法に行い得る業務を限度とする。
2. 委託者は受託者に対し、個別業務発注書を発行し、受託者は、当該個別業務発注書記載の内容に基づき、本件業務を実施するものとする。ただし委託者は、受託者の同意のもと、個別業務発注書記載の内容の提示について、電子メール等、他の手段を用いることができる。
3. 本件業務は、本契約に規定する条件に基づき実施されるものとするが、個別業務発注書において、別途の定めがある場合には、個別業務発注書に記載の条件が優先されるものとする。

第3条 (報告業務)

1. 受託者は、本件業務に係る重大な事項又は受託者が委託者に報告するのが適切と合理的に判断する事項が発生した場合、委託者に対して、適時に報告を行うものとする。
2. 受託者は、委託者から本件業務の報告を求められた場合、委託者に対し、速やかに報告するものとする。但し、委託者は、合理的な範囲で本件業務の報告を求めるものとする。

第4条 (受託者の義務)

1. 受託者は、善良なる管理者としての注意義務に従って本件業務を遂行する。
2. 受託者は、適用法令、規則、通達、ガイドライン、所轄行政庁の指導、裁判所の決定・命令及び本契約の規定に従い、本件業務を遂行する。
3. 受託者は、本件業務の実施及びその関連事項に関する打ち合わせ、通知・連絡等につき、受託者を代表する責任と権限を有し、かつ実際に本件業務の作業に従事する者(以下、「作業担当者」という。)を選任するものとする。
4. 前項の定めは、作業担当者が、本契約の期間中、本件業務に関連しない他の業務に従事することを妨げるものではない。

第5条（第三者への委託）

1. 受託者は、合理的に必要と判断した場合、本件業務の全部又は一部を、委託者への事前の通知のもと第三者（以下、「再委託先」という）に再委託することができる。
2. 受託者は、再委託先に対して、本契約に定める自己が負うのと同等の義務を負わせ、遵守させるものとする。
3. 委託者が以下のいずれかに該当することを理由に書面による請求をした場合には、受託者は遅滞なく本条に基づく業務の再委託先への委託を解約しなければならない。
 - (1)かかる再委託先の能力が、その業界一般の水準に比して著しく劣ると委託者が判断したとき
 - (2)かかる再委託先が受託者に対する義務について重大な違反をしたとき

第6条（委託者による書類の提出）

委託者は、受託者が本件業務の遂行にあたり合理的に要求する書類の写しを受託者に対して速やかに提出するものとする。

第7条（委託代金の支払い）

1. 委託者は、第2条に規定する業務委託の対価として、両当事者が別途合意した委託代金（消費税別）（以下、「委託代金」という）を受託者に支払うものとする。
2. 委託者は、受託者に対し、委託代金を、本件業務の完了後に受託者から委託者に発行する委託代金にかかる請求書の受領後 30 日以内に、受託者が当該請求書において指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。本件業務の完了とは、受託者が委託者に本件業務の成果物を納品した時点、または受託者が本件業務で規定された所定の役務を完了した時点とする。
3. 委託者は、受託者の請求にかかる金額に対して課せられる消費税及び振込手数料を負担するものとする。

第8条（成果の帰属）

受託者が、本件業務の遂行過程で作成した成果物及び当該成果物に関する著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。以下同じ）は、原則として受託者に帰属するものとする。ただし個別業務発注書において特段の定めのある場合は、この限りではない。

第9条（契約期間及び解約）

1. 本契約は、本契約締結日に発効し、発効日から1年間有効とする。ただし、本契約期間満了の1ヶ月前までに委託者または受託者から、書面により本契約終了の申し出がない場合は、本契約は従前と同一の条件で、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約当事者のいずれかに以下のいずれかの事由が発生した場合には、他の当事者は本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。この場合、本契約を解約する当事者は、相手方に対し、当該解約原因に起因する損害の賠償を請求することができる。

- (1) 本契約の重要な義務を遵守せず、他方当事者の書面による通知の受領後 20 日以内にしかかる不遵守が治癒されない場合
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 解散決議(但し、合併による解散を除く。)をした場合
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て、保全差押又は滞納処分を受けた場合(但し、仮差押又は仮処分の申立てについては、かかる申立てが 14 日以内に取下げられた場合又は却下された場合はこの限りでない。)
 - (6) 受託者が適用法令に違反した場合。但し、監督当局から適用法令に基づく具体的な処分が実行されない限りにおいて、合理的期間内にかかる違反状態が治癒されない場合に限るものとする。
 - (7) 前各号の一が発生するおそれがあると認められた場合。
3. 本条に基づき本契約が終了する場合、本契約の終了後遅滞無く、受託者は、委託者に対してその保管する本契約に基づき作成したすべての書類、帳簿その他の記録を引き渡すものとする。
 4. 本条に基づく本契約の解約は、解約前に発生した各当事者の権利義務に影響を与えないものとする。
 5. 本条に基づき本契約が解約された場合、受託者は、その時点までに実施した本件業務に相応する業務報酬、消費税等を直ちに受け取ることができる。ただし、受託者の本条第 2 項第 1 号に該当する事由に基づき本契約が解約された場合はこの限りでない。
 6. 本条の規定に関わらず、本契約終了後も、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条乃至第 13 条及び第 15 条乃至第 17 条の規定は、なお有効に存続するものとする。但し、当該条項においてその存続期間に定めがあるものについては、その定めに従う。

第 10 条(不可抗力)

天災その他の不可抗力または当事者のいずれの責にも帰さない事由で本件業務の本旨に従った履行をなすことが出来なくなった場合、両当事者で協議の上、その措置を決定する。

第 11 条(譲渡禁止)

委託者及び受託者は、いずれも他の当事者の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

第 12 条(守秘義務)

1. 受託者は、本件業務の遂行過程で開示を受けた委託者の秘密、業務上の知識及びノウハウに関する情報で、次の各号に記載された情報以外のもの(以下「秘密情報」という)については、秘密を保持し、委託者の事前の承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。また、受託者は、秘密情報を本件業務以外のために使用してはならない。
 - ① 開示を受けた時点で、既に公知であった情報

- ② 開示を受けた時点で、委託者に対して秘密保持義務を負うことなく受託者が既に保有していた情報
 - ③ 本件業務とは無関係に、受託者が独自に入手又は開発した情報
 - ④ 秘密保持義務を負っていない第三者から受託者が適法に入手した情報
 - ⑤ 開示を受けた後に、受託者の責によらず公知となった情報
2. 前項にかかわらず、受託者は、法令に基づき秘密情報の開示を要求されるなど、正当な事由がある場合は、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。
 3. 委託者は、必要があると認める場合、秘密情報の受託者による管理状況を確認するため、受託者に対し報告を求めることができる。
 5. 委託者は、受託者より、委託者の依頼にもとづき本件業務の見積書とともに検索式やそれ以外の受託者のノウハウに関する情報(以下「受託者の秘密情報」という)について開示を受けられる場合には、当該受託者の秘密情報について、受託者の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし本件業務の成果物に記載された情報は、この限りではない。
 6. 本契約が終了又は解約となった場合、受託者は、委託者の指示に従い、すべての秘密情報を返却または再現できない形で破棄する。また、委託者はすべての受託者の秘密情報について返却または再現できない形で破棄する。ただし委託者の承認等のある場合は、この限りではない。
 7. 本条の秘密保持義務は、本契約が第9条により終了した後も5年間有効に存続する。

第13条（損害賠償責任）

1. 当事者のいずれかが本契約に違反したことにより相手方が本件業務に基づいた損害を被った場合、損害を被った当事者は、違反した当事者に対して、違反した当事者の行為に直接起因して現実に生じた通常の損害に限り、本件業務の委託代金を上限として金銭による損害の賠償を請求することができる。
2. 前項に定める損害賠償請求権の行使期間は、本件業務の完了から3年間とする。

第14条（反社会的勢力との関係の謝絶）

委託者および受託者は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する「暴力団」及びその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を棄損し若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、また自らの主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。

第15条（完全合意）

1. 本契約は、本契約に含まれた事項についての両当事者間の最終の合意を表明するものであり、本契約の両当事者間でそれ以前に存在していた本契約の対象に関する一切の了解事項に優先する。

2. 両当事者は、書面による同意を得て、本契約の内容を変更できるものとする。

第 16 条（準拠法・管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管 轄裁判所とする。

第 17 条（規定外事項）

両当事者は、本契約に規定がない事項及び本契約の適用に関して生じた疑義については、信義誠実に協議を行い、本契約の趣旨に従って解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者が署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 月 日

委託者: 東京都XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

XXXXX株式会社

XXXXX

受託者: 神奈川県川崎市宮前区小台一丁目8-17

ルーチェアイピー合同会社

代表社員 三好 陽介

別紙

2025 年 月 日

ルーチェアイピー合同会社 御中

XXXX 株式会社

_____ 印

個 別 業 務 発 注 書

平素はお世話になっております。

2025 年 月 日 付けで貴社及び弊社間で締結した「業務委託契約書」に基づき、下記の内容にて業務を委託させていただきます。

よろしくお願い致します。

■ 件名

■ 実施時期および場所

■ 対価金額(消費税別)

■ その他、特記事項

以 上